

平成22年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成21年9月

滋賀県市長会

平成21年 9月25日

滋賀県知事
嘉田 由紀子 様

滋賀県市長会
会長 目片 信

要 望 書

平素は、都市自治体の施策推進につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成22年度につきましても、県当局におかれましては厳しい財政事情にあることは十分承知しておりますが、住民に最も身近な都市自治体としての立場をご賢察いただき、市政各般にわたるご支援をよろしくお願いいたします。

さて、県の策定された「滋賀県財政構造改革プログラム」と昨年未からの全世界的な不況の影響により、市町の財政状況は極めて厳しい状況に置かれております。

現在、県におかれましては、国の数次による補正予算を受け、生活の安定と経済の建て直しのため、各種施策を展開されておりますが、その見通しはまだまだ厳しい状況であります。

このような厳しい状況においては、県と市町がより信頼関係を深めることが重要であり、お互いの協力があってこそ、この難局を乗り越えることができると考えております。

つきましては、県による来年度の予算編成に際しましては、真の対等のパートナーとしての市町と事前に十分に議論を尽くし、また、市町の要望に誠実に対応いただきますよう強く要請いたします。

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 知 事 直 轄 組 織 | 1 |
| 総 務 部 | 4 |
| 県 民 文 化 生 活 部 | 10 |
| 琵琶湖環境部 | 13 |
| 健 康 福 祉 部 | 19 |
| 商 工 観 光 労 働 部 | 29 |
| 農 政 水 産 部 | 32 |
| 土 木 交 通 部 | 36 |
| 教 育 委 員 会 | 43 |
| 企 業 庁 | 46 |
| 警 察 本 部 | 47 |

知事直轄組織

1. 滋賀県の施行する整備事業等にかかる市町負担金のあり方について

県施行の土木建設事業、流域下水道建設事業及び土地改良事業にかかる市町負担金のあり方について、次の事項等に特段の配慮を願いたい。

- (1) 負担金の経費内訳とその積算根拠についての情報開示の徹底
- (2) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設
- (3) 負担金の軽減

2. (仮称) 自治体広域行政圏構想の策定と国への提言について

国では、道州制の議論が進められているが、都道府県の将来のあり方について県自ら議論を起し、市町、隣接する府県の意見や県民の声を十分に踏まえつつ、都道府県自治のあるべき姿を描いた(仮称)自治体広域行政圏構想を策定し、国へ提言を行うとともに、広く県民に示していただきたい。

3. 災害に強い国土の形成について

本年8月11日に発生した静岡地震をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地では大規模自然災害が頻発している。

市民の生命と財産を守り安心・安全な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられたい。

- (1) 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定のほか、土砂災害防止法による警戒区域・特別警戒区域の指定、水防法による浸水想定区域の指定に伴う防災上必要な施設整備等に対する財政措置の拡充
- (2) 防災拠点施設の建て替えに対する財政支援措置
- (3) 住宅家屋の耐震診断や改修を推進するため、所得税の減免など税制上の優遇措置
- (4) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）を利用した緊急情報の伝達体制を整えるため、防災無線のデジタル化に対する財政措置の充実強化
- (5) 琵琶湖西岸断層地帯地震など発生する確率が高い地域の防災対策推進地域への指定及び防災対策基盤整備が実施できるような特段の法整備と財政支援
- (6) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等の育成に向けた専門員派遣などの人的支援
- (7) 災害時における災害時要援護者避難支援を実施するにあたり、災害時要援護者支援台帳やそれに伴うシステムの構築、避難誘導、情報伝達収集手段の整備、福祉避難所の整備に伴う助成制度の創設及び充実

4. 公共施設の耐震化事業推進について

公共施設の耐震化事業を推進するため、特に広域避難所に指定されている公共施設の耐震化事業にかかる耐震診断費、実施設計費、補強工事費等に対し、県補助制度の充実強化を図られるとともに、国の補助制度の拡充について積極的に働きかけられたい。

5. 原子力発電施設の安全対策について

原子力発電施設は、災害や事故がひとたび発生すると、広域的かつ長期的にその影響を及ぼすおそれがあることから、事故の態様や放射能による被害の有無に関わらず、市民に大きな不安を引き起こすことになる。

誰もが「安心・安全」に暮らせる社会は市民共通の願いであり、こうした市民の負託に応え施策を推進することは行政の責務である。今後、安心して市民生活が確保できるよう、次の事項について国に対して強く働きかけられたい。

- (1) 災害時における原子力発電施設の安全防災対策に対する万全の措置
- (2) 原子力発電施設周辺に存在する活断層の早急な調査及び施設設備の耐震補強の実施など原子力事業者に対する安全確保に関する指導強化及び関係機関に対する監督・指導の強化
- (3) 安全対策の強化による市民の不安解消と信頼確保
- (4) 大規模自然災害時における迅速・的確な通報体制及び立地住民に対する十分な説明体制の徹底・強化

総 務 部

1. 地方税財源制度について

三位一体改革に端を発した国庫補助負担金の廃止・削減が進み、市町においては、扶助費等の義務的経費が増加する中、財源不足が深刻化し、非常に苦しい財政環境となっているところである。とりわけ地方交付税は、地方自治体の根幹をなす貴重な財源であり、一定の行政水準を確保し安定した財政運営を行うため、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 地方分権の推進のためには、税財源面での自由度、裁量度が必要不可欠であり、さらなる税源移譲を実施されたい。
- (2) 国の財政再建のための国庫負担率の引き下げや税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止など、単なる地方への負担転嫁や地方の自由度につながらない補助率の引き下げは断固として受け入れることができない。
- (3) 現下の経済情勢のもとでは、地方交付税の原資となる国税の収入減が予想され、また、地方税収においても平成21年度地方財政計画上の税収見込を下回るが見込まれるため、必要な財政措置を講じられたい。
- (4) 所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分減少額については、交付税率の引き上げにより確保されたい。
- (5) 地方交付税の制度改革について、国が一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場を設け、地域の意見を十分反映した形で決定されたい。
- (6) 合併特例法に基づく地方交付税制度にかかる財政支援については、地方交付税制度改革に関わらず堅持されたい。

2. 三位一体改革にかかる国庫補助負担金等の改革にあたっての合意事項の遵守について

公共事業等の国庫補助負担金の一般財源化にあたっては、都道府県は、責任を持って必要な事業量を確保するとともに、社会福祉施設整備事業を含め、市町に新たな負担や負担増となることはしないという合意事項は第2期改革においても同様に遵守されたい。

3. 新たな財政構造改革プログラムの実施について

県の「新たな財政構造改革プログラム」について、2年間のプログラム実施における市町や県民生活への影響を大変憂慮しているところである。ついては、プログラム実施にあたっては、次の事項について強く要望する。

- (1) 平成22年度に実施される予定のプログラム内容について、県と市町の議論を尽くすこと。
- (2) 平成23年度以降の新たなプログラムの策定については、策定時から十分市町と議論を尽くすこと。

4. 滋賀県個性輝く自治活動支援事業の継続実施について

個性輝く自治活動の支援（自治振興交付金事業）は、県民が個性豊かな地域づくりを自ら考え、自ら行う自治活動を支援することにより、県民の自主性と責任を基礎にした主体的な地域づくりの気運を高めていくためには重要な支援であるため、今後においても、継続事業として推進されたい。

5. 公的資金補償金免除繰上償還等制度の継続実施について

公営企業の高金利地方債負担削減のため、総務省が定めた「公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」に基づき、平成19年度から平成21年度までの3年間に限り、総額5兆円規模で、年利5%以上の地方債を対象として実施された公的資金補償金免除繰上償還と低金利債への借換について、平成22年度以降も継続実施されるよう、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 前年度の財政力指数要件を廃止し、且つ資本費要件を緩和したうえで、新たな公的資金補償金免除繰上償還制度を講じられたい。
- (2) 公債費の後年度負担の軽減に大いに資するものと考えられることから、4%以上5%未満の残債についても繰上償還の対象とされたい。

6. 国・県による市町村財政支援施策の要件見直し等について

国・県による市町村財政の支援において、地方交付税不交付団体がその対象外とされることが多いことから、次の事項について特段の配慮を願うとともに、国に対して強く働きかけられたい。

- (1) 平成21年度においては、景気の低迷による大幅な税収減が見込まれ、平成22年度以降にあっても、引き続き厳しい経済情勢であることが予想される。

こうした中で、地方財政計画においては、臨時財政対策債の発行枠拡大の措置をとっていただいているが、根深い経済不況により更なる税収減も見込まれることから、同起債発行枠の更なる拡大を願いたい。

- (2) 平成19年度から実施された公的資金免除繰上償還制度については、不交付団体に対して制限を設けることなく、公債費の抑制に対し即効性のある公的資金補償金免除繰上償還・低利借換制度として継続実施願いたい。
- (3) 国・県による市町村財政支援の諸施策については、一般的に財政力に応じた（財政力指数等を基礎とした）配分がなされることが多いが、これにとらわれることなく、実際の財政事情を考慮した配分方法によって、広く財政支援効果が現れるよう配慮願いたい。
- (4) 早期健全化基準の適用にあたっては、指標の中には短時間で改善することが困難なものもあることから、一定期間や健全化の取り組み内容に応じた経過措置を設けられるなど、弾力的な運用を願いたい。

7. 安定した年金制度の維持について

日本人の平均寿命が延びた今日、老後の生活になくってはならないのが公的年金であり、高齢化社会が本格化する中で、安定した年金制度を維持することは極めて重要である。こうした状況の下、国においては、平成22年1月に社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」が設立されることとなっているが、県においても年金制度の安定した制度維持ができるよう、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 年金記録問題の早期解決に向けて、更なる国への働きかけを願いたい。
- (2) 新たな「日本年金機構」の設立にあたっては、市民や市民と密接な関わりをもつ市町が混乱しないよう、早期に具体的な運営や役割等、詳細を明らかにされたい。
- (3) 法定受託事務及び協力連携事務の見直しを図られたい。特に、国民年金第1号被保険者にかかる年金裁定事務については、「日本年金機構」において一元化願いたい。

8. 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に対する支援について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、国において昨年度から従来制度を改善するため実施されたところであるが、実施後もいくつかの見直しがなされているところである。これらの対応を含め、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 昨年度の見直しは、制度の趣旨を十分に国民に説明することなく制度の見直しを何回も行い、現場の混乱と国民の不信を招いた。今後は、長寿医療制度を安定的に運用するため、また医療制度に国民の安心感を取り戻すため、制度のあり方を十分検討されたうえ、長期計画に基づき実施していただくよう国に対して働きかけられたい。
- (2) 従来制度から要望していた軽減判定や自己負担割合の判定についても、保険料の賦課・徴収の制度と同様に個人単位とされるよう、また自己負担割合の判定について公的年金と給与以外は所得で判定されるよう、国に対して働きかけられたい。
- (3) 国が全国一律に提供された後期高齢者医療制度の電算システムは、市町と広域連合との間の情報伝達性能が悪いため、国の標準システムを改修されるよう働きかけられたい。

9. 県民サービスの向上に向けた行政の役割について

県民サービスの向上に向け、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 県における事務事業等に見直しにあたっては、補完性の原理による住民サービスの向上を念頭に、県と関係市町の間で十分協議をした上で実施されたい。

- (2) 権限移譲について、県の役割を果たすことを前提に、市町の規模・能力に応じた事務委譲を行われるとともに、事務委譲を行うにあたっては、人的及び財政的な支援を図られたい。また、現在市町で実施している事務のうち、県が果たすべき役割に該当するものについて、市町から県への事務移管が可能となるよう、制度の整備を進められたい。
- (3) 市町村優先の原則について、市町が自治能力を発揮できる十分な財源を確保するとともに、制度の整備を進められたい。
- (4) 事業仕分け手法等を活用した行政事務の見直しのため、地方自治法及び関係法令の整備検討を国へ働きかけられたい。

10. 地方公共団体の職員定員管理について

病院事業を有する地方公共団体においては、深刻化する地域医療への対応や経営面から医師・看護師等の医療従事者を確保し、合理的・能率的な経営が必要不可欠であるが、一方で行政改革集中改革プランの数値目標達成のため、公営企業の病院事業の増員分を一般行政部門等で減員しなければならない。

今後、地方分権改革が進展する中、このような状況では、一般行政・教育部門における少子高齢化対策をはじめとした多様な行政需要への対応が懸念されることから、受け皿の基礎的自治体としての能力と責任を果たすため、地方自治体の職員定数管理については、広域の地域医療を支える病院事業という医療環境も踏まえ、除外等の特段の配慮を願いたい。

県民文化生活部

1. 人権擁護の推進について

人権擁護の推進を図り、市民の基本的人権を護るため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう、国に強く働きかけるとともに、県においても、なお一層の指導支援等積極的な対応を図られたい。

- (1) 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立されたい。
- (2) 人権擁護委員活動の重要性に鑑み、委員活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保など必要な措置を講じられたい。
- (3) 人権意識の高揚に向けた施策を総合的に推進するための体制整備及び人権教育、啓発事業に対して十分な財政措置を講じられたい。
- (4) インターネット等を悪用したプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度の整備を図るとともに、その実態把握に努め、関係団体への指導・啓発を強化されたい。

2. 行政の情報化整備について

電子申請や施設予約などの電子自治体の実現に向けた取り組みが進んでいく中で、県内の市町では共同アウトソーシングの検討も行っている。このような状況の中で、地方公共団体の共通事務である「文書管理」「財務会計」「統合型地図情報」等のシステムについては、国や県が開発・導入を行い、市町の統一的な利用ができるよう国への働きかけを願いたい。

3. 地上デジタル放送開始に伴う「新たな難視地域」について

地上デジタル化に伴う新たな難視地域については、行政として短期間に適切な対策を講じる必要があり、市に新たな負担が生じる可能性があることから、地元住民への説明はもとより、財政支援も含めた適切な措置が講じられるよう、国に対して強く働きかけられたい。

4. 消費生活センター（消費生活相談窓口）の充実について

近年、急激に増加している「振り込め詐欺」や「リフォーム詐欺」など新手の悪徳商法による被害拡大を防ぐため、市民と直結する福祉部局と連携を図る中で、情報提供、苦情相談、苦情処理等の対応を行うことが最も有効な手段と考えられることから、市消費生活センター（消費生活相談窓口）の体制確保について支援願いたい。

また、県民が気軽に相談できる窓口として、県消費生活センター分室を各地域に開設し、安全・安心できる消費者行政の推進・充実を図られたい。

5. 危険物質を取り扱う施設の安全対策について

消防法・毒劇物及び劇物取締法・火薬取締法・原子力基本法・薬事法・電気事業法・化学兵器禁止法などで規定する危険物質については、災害や事故等が発生すると市民の生命、身体及び財産に対し、多大、広域かつ長期的な被害を及ぼす恐れがある。そのため、平素から安心・安全なまちづくりの推進に向け、安定した市民生活が確保できるよう、下記の事項について国に対して強く働きかけられたい。

- (1) 災害時における危険物質取扱施設の安全対策と防災上必要な整備にかかる財政支援
- (2) 平素からの危険物質取扱者に対する安全確保の指導強化及び監理・監督の強化
- (3) 市民の不安解消と信頼確保の措置

6. 子どもの安全安心のまちづくりの推進について

未来へ希望を託す次代の担い手である子どもが、安全で安心して健やかに育つことができるまちをつくるため、自主活動の支援、学校の安全、通学路の安全、相談体制及び虐待防止体制の充実などの各種施策に対する支援の充実や新たな交付金制度の創設を願いたい。

琵琶湖環境部

1. 琵琶湖保全対策の推進について

各地域における琵琶湖の総合保全対策推進のため、次の事項について県の積極的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（第5期）に基づく事業の一層の推進
- (2) 「琵琶湖総合保全整備計画」への自然再生推進法の理念に基づく内湖や水路等機能復元の評価・検討の位置づけ及び事業の着実な推進
- (3) 住民・企業・行政の主体的な取り組みへの総合的な仕組みの確立と支援

2. 下水道整備促進について

下水道の整備促進のため、事業推進にかかる諸問題の解決について、財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

また、特に次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 公共下水道事業の国庫補助対象範囲の恒久的な拡大により、枝線管渠を含めすべての管渠が補助対象となるよう国に強く要望されたい。
- (2) 下水道事業にかかる起債条件を改善し、償還年限を延長するとともに借り換え措置にかかる借入先、借入れ利率等の要件を緩和されるよう国に要望されたい。
- (3) 滋賀県公共下水道整備水洗化促進交付金交付要綱の制定期間の延長と限度額の撤廃を願いたい。

3. し尿及び浄化槽汚泥の効率的な処理について

し尿及び浄化槽汚泥の処理について、県内の処理施設の整理統合や下水道への直接投入等、各市町にとって効率的な施設整備・運営が図れるよう、将来的な視点を持った方策を検討されたい。

4. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 「特定家庭用機器再商品化法」の趣旨を守り、円滑な資源化を図るため、次の事項について国に強く働きかけられたい。
 - ア) 特定家庭用機器の製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制度の導入完全実施
 - イ) 引取り場所の増設と全メーカーの共有化
- (2) 容器包装リサイクル法に対応するための施設整備、分別収集にかかる費用に対する所要額の確保について、国に強く働きかけられたい。
- (3) 循環社会の推進のため、資源有効利用促進法及び個別リサイクル法等に基づき廃棄される家電・自動車等の資源化が推進されているところであるが、リサイクルルートにのらず発生する不法投棄について、自治体が撤去した場合には、その再資源化等処理費用を全額企業側で負担されるシステムを構築されるよう、国に強く働きかけられたい。
- (4) RD社問題を含む県内各所における産業廃棄物処理問題については、県民が安心して暮らせるよう、地域住民との連携及び合意と納得を原則に住民への十分な説明を行い、住民の意見を尊重しながら、一日も早い問題解決に向けた効果的な対策を講じるなど県の積極的な取り組みを願いたい。

5. 土砂等埋立て処分にかかる規制制度の創設について

良好な自然環境の地域に無秩序な土砂等の埋立てが行われないよう、一定規模以上の行為を制限する県条例を制定されたい。

6. 水草、ヘドロ及び湖底散乱ごみの除去対策について

ラムサール条約は湿地の保全と適切な管理を義務付けている。このことから近年琵琶湖や内湖において異常繁茂が恒常化している水草類の刈り取り作業について、湖辺への漂着藻も含め、それらの抜本的（根こそぎ）除去と広域的な有効利用や処分場の確保等について積極的な対応を願いたい。

特に、湖底のヘドロ及び散乱ごみは、魚類の生息に悪影響を及ぼすことから、漁業操業時に回収されたビニール系のごみについて、琵琶湖全域にわたる問題であり、市単独で対応できることではなく、沖島をはじめ琵琶湖周辺にストックヤードを設けるなど、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。

7. 低周波騒音の法整備について

低周波騒音の解決対策について、法整備も含め国に積極的に働きかけるとともに、県としても住民相談の窓口を設置するなどの対応を願いたい。

8. 石綿（アスベスト）による健康被害への対応 について

石綿(アスベスト)による健康被害の状況把握及び対策について、国・県が適切な対応を進められるよう格段の配慮を願いたい。

9. 鳥獣被害防止対策の確立について

猪、猿、鹿、カワウ等による農林水産物被害は年々深刻なものとなり、農家の生産意欲にも影響し、中山間地域においては耕作放棄の要因ともなり、地域水田農業ビジョンの実践にも支障をきたしている状況である。また、夜間における交通事故の多発や老人、子どもに危害を加えたり、人家に侵入するなど住民生活にも深刻な被害が発生している。

については、県において抜本的な被害防止対策を確立されたい。

10. 農林業集落排水処理水施設の公共下水道への接続と余剰汚泥処分に向けた支援について

「農林業集落排水処理施設」の公共下水道への接続について、県当局の総合的な指導と特段の支援対策を願いたい。

また、余剰汚泥の処分対策について、減量化対策と併せて指導・支援をいただくとともに、抜本的な見直しを行い、これらの実現のための新規助成制度の創設を願いたい。

11. 適正な森林管理のための支援について

森林の公益的機能を最大限に発揮し、琵琶湖森林づくり県民税を活用した環境重視の森林づくりを推進するため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 既存の国庫補助事業への充当や地元等が実施している森林施設の維持管理等への対象拡大など、琵琶湖森林づくり事業の柔軟な運用
- (2) 里山リニューアル事業の継続
- (3) 「次代の森林を支える人づくり」として位置づけられ実施されている「やまのこ事業」の専任指導員の待遇改善及び運営経費の充実
- (4) 地域の実情に応じた間伐事業の補助額の嵩上げ
- (5) 県営治山事業の早期採択及び実施

12. 琵琶湖を育む緑の山地活用事業について

滋賀県の隣接府県境は、標高400～1,300m級の稜線が琵琶湖を見下ろす形で連なっており、近年の登山ブームとあいまって京阪神・中京地域を中心に年々入山者数が増加している。また、これらの山嶺は、近畿1,400万人の水瓶である琵琶湖の水源地域にもなっている。

については、これら水源地域の自然環境の保全及び適正な管理運営を図ることが急務となっており、県民はもとより琵琶湖・淀川流域住民の関心を喚起し、保全施策・活動への理解を醸成するため、次の事業について積極的な整備促進を図られたい。

- (1) 比良、伊吹、鈴鹿、野坂の各山系をつなぐ、総延長400kmを超える眺望トレッキングコースとして「琵琶湖分水嶺トレイル」の整備促進を図られたい。
- (2) 平成13年度に策定された「伊吹山利用集中特定山岳地域登山道(日本百名山)整備基本計画」に基づく事業について、県において実施予定をされている事業を早急に継続実施されたい。

13. 県施行流域下水道建設事業にかかる市町負担金のあり方について

流域下水道建設事業にかかる負担金のあり方について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 負担金の経費内訳とその積算根拠についての情報開示の徹底
- (2) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設

14. 企業・団体等の環境活動の促進に向けた新たな仕組みづくりについて

「淡海エコフオスター制度」が見直されることにより、参加団体の活動が低下することが危惧される。引き続き参加団体が発展的に活動を継続できるよう、県や市による活動団体の社会貢献に対する評価や認証する制度を導入するなど、環境美化に対する意識の高揚をより一層図るための新たな仕組みを構築されたい。

15. 合併浄化槽の設置及び維持管理に伴う補助について

県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の設置及び維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくよう特段の配慮を願いたい。

健康福祉部

1. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 要支援であるか要介護であるかによってケアプランを作成する事業所が変わることは、利用者や介護現場（ケアマネージャー間）で混乱が生じることから、介護予防ケアプランは居宅介護事業所でも直接作成できるよう制度の見直しを図られたい。
- (2) 介護予防支援業務の制限の撤廃、居宅介護支援業務の減算対象件数40件に介護予防支援業務の受託件数を含めないよう制度の見直しを図られたい。
- (3) 介護予防支援介護給付費単価を更に引き上げ、居宅介護支援介護給付費単価と同等とされたい。
- (4) 地域密着型サービスの事業者指定・指導監査にかかる円滑な事務作業遂行のための支援を願いたい。
- (5) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化することとされたい。
- (6) 第1号被保険者の保険料について、世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等、より公平な保険料設定となるよう見直されたい。

2. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 全ての保育所において、家庭支援を必要とする児童等に対し、支援を行うための家庭支援推進保育士が配置できるよう、補助基準等の見直しを願いたい。
- (2) 共働き、一人親家庭の増加や子どもの安全対策を考えて総合的な放課後対策を必要とする家庭は、今後益々増えることが予想される。子育てをしながら安心して働ける放課後の居場所づくりに向けた支援の拡充を図られたい。
- (3) 放課後児童クラブの運営費補助基準について、児童数により基本額が異なるが、人数の範囲が広いことから、児童数を細分化して、実情にあった補助制度とされたい。
- (4) 県が実施されている小学校就学前までの乳幼児医療費助成制度について、自己負担金の無料化を願うとともに、対象者の年齢を拡充されたい。
- (5) 待機児童解消を図るため、老朽化の著しい公立保育園等の増改築など、保育施設の整備に対するより一層の財政措置の拡充を図られたい。
- (6) 退職保育士の職場復帰のための研修制度や子育て世代を経験した地域の人材を活用できるような制度づくりなど、延長保育・一時保育の充実に向けた人材確保対策を講じられたい。
- (7) 両親ともに外国籍の子どもが安心した保育所生活が送れるよう、通訳ボランティア派遣にかかる補助制度を創設されたい。

3. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 高次脳機能障がい者に対する支援策の確立を図られたい。
- (2) 重度障がい児保育にかかる専門職員等の配置と加配に関する補助制度の創設及び障がい児加配職員数に応じた補助金の交付を願いたい。
- (3) 知的障がい者更生施設（入所）の増設と整備費補助の充実強化を図られたい。
- (4) 国・県の特別対策として実施されている利用者負担軽減措置を継続願うとともに、負担軽減の対象者条件から資産制限を除外されたい。
- (5) 平成19年度に県が重点施策に示された在宅の重症心身障がい児（者）の地域生活の支援体制において、特に「重症心身障害児（者）通園事業」や「重度障害者通所生活訓練援助事業」について、対象者の増加とニーズ及び地域に即応した事業所数の拡大と事業運営財源について、特段の充実を願いたい。また、通園事業の条件整備と方向性についても、早期に示されるよう国に強く要望されたい。

4. インフルエンザ菌b型（ヒブ）を予防するヒブワクチンの定期接種化について

インフルエンザ菌b型（ヒブ）による細菌性髄膜炎は、乳幼児が感染しやすく、発症すると死亡することもあり、聴覚障害や発達の遅れ等の後遺症が残る場合もあるといわれている。

現在、予防接種法に位置づけられていないことから、その有効性及び安全性を確保した上で早期に予防接種法に位置づけ、適切な時期に定期接種ができるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。

5. 「保健・子育て・福祉トータルサポートセンター」の整備に対する支援について

発達障がいをはじめ、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がい者福祉に対し、医療、保健、教育、就労における組織の連携と体制の充実を図ることを目的としたトータルサポートセンターの整備に対し総合的な支援を願いたい。

- (1) 旧八幡養護学校施設跡地の無償による譲渡または貸与
- (2) 同センターの建設及び運営にかかる助成制度の創設
- (3) 同センター開設にかかる指導並びに助言

6. 保育士配置基準の見直しについて

保育を取り巻く現状が著しい変化をきたしている中で、児童福祉法が制定されて以来変わることなく維持されている保育士の定数について、社会状況や子ども・保護者等の変化に即したものとなるよう、適切な見直しを図られたい。中でも、1～2歳児に対する保育士の配置基準の見直しについて、特段の配慮を願いたい。

7. 県福祉医療費助成制度の堅持について

県財政構造改革プログラムによる福祉医療費助成制度の見直しについては、県民生活に多大な影響を及ぼすこととなることから、制度を堅持願いたい。

8. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援について

児童福祉法の改正に伴い、市町で家庭児童相談室等を設置し、児童家庭相談に積極的に応じているところであるが、従来にも増して専門性を持った職員の配置や相談体制の充実が求められている。

については、迅速かつきめ細かな対応を図るため、子ども家庭相談センターの職員の増員や市町体制の充実整備のための専門職の配置等人的支援、多種多様な相談に的確に対応できるよう指導や支援の充実、研修や人事交流等による連携強化、または資格を有する専門相談員配置への財政支援制度を創設されたい。

9. 安定した年金制度の維持について

日本人の平均寿命が延びた今日、老後の生活になくってはならないのが公的年金であり、高齢化社会が本格化する中で、安定した年金制度を維持することは極めて重要である。こうした状況の下、国においては、平成22年1月に社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」が設立されることとなっているが、県においても年金制度の安定した制度維持ができるよう、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 年金記録問題の早期解決に向けて、更なる国への働きかけを願いたい。
- (2) 新たな「日本年金機構」の設立にあたっては、市民や市民と密接な関わりをもつ市町が混乱しないよう、早期に具体的な運営や役割等、詳細を明らかにされたい。
- (3) 法定受託事務及び協力連携事務の見直しを図られたい。特に、国民年金第1号被保険者にかかる年金裁定事務については、「日本年金機構」において一元化願いたい。

10. 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に対する支援について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、国において昨年度から従来制度を改善するため実施されたところであるが、実施後もいくつかの見直しがなされているところである。これらの対応を含め、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 昨年度の見直しは、制度の趣旨を十分に国民に説明することなく制度の見直しを何回も行い、現場の混乱と国民の不信を招いた。今後は、長寿医療制度を安定的に運用するため、また医療制度に国民の安心感を取り戻すため、制度のあり方を十分検討されたうえ、長期計画に基づき実施していただくよう国に対して働きかけられたい。
- (2) 従来制度から要望していた軽減判定や自己負担割合の判定についても、保険料の賦課・徴収の制度と同様に個人単位とされるよう、また自己負担割合の判定について公的年金と給与以外は所得で判定されるよう、国に対して働きかけられたい。
- (3) 国が全国一律に提供された後期高齢者医療制度の電算システムは、市町と広域連合との間の情報伝達性能が悪いため、国の標準システムを改修されるよう働きかけられたい。

11. 国への診療報酬改定の働きかけについて

2006年度に行われた診療報酬のマイナス改定は過去最高の3.16%であり、医療機関の経営収支を悪化させるとともに、医療現場においては医師・看護師等の労働環境が悪化し、安全で安心できる医療の提供さえ危惧される状況にある。ついては、将来にわたって患者に安全で安心できる良質な医療が提供できるよう、国に対して適切な診療報酬体系への改善を働きかけられたい。

12. 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているが、本県においても自治体病院等における医師及び看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから、医師・看護師確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 自治体病院等の医師確保対策にかかる経費に対する助成制度の創設の充実を願いたい。
- (2) 奨学金制度の充実や職場環境整備をはじめ、看護師確保対策に対する包括的な支援を願いたい。
- (3) 外国人看護師確保に要する経費（渡航費用、日本語研修・国家試験対策研修・就労研修実施経費等）に対する支援を願いたい。
- (4) 専門医の負担軽減や患者が救急医療を適正に受診できることを目的に、県として総合内科的な医師や家庭医の養成・確保、更には県内医療機関への派遣等に対する後期研修プログラムを創設願いたい。
- (5) へき地医療・地域医療の確保・存続のため常勤医師の派遣について、特段の配慮を願いたい。

13. 滋賀県介護施設等整備費補助金に基づく支援について

介護保険事業計画に基づく介護老人福祉施設（1箇所100床）と併設する老人短期入所施設整備において、「滋賀県介護施設等整備費補助金」の交付及び補助単価の維持について、特段の配慮を願いたい。

14. 自治体病院運営に対する県の財政支援について

自治体が運営する病院については、住民だけでなく、他市にわたる広範囲な地域住民の生命を守るため、不採算部門も含めてなくてはならない存在である。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、病院運営に苦慮しているところである。

このような現状から、次の事項について、県の格段の配慮を願いたい。

- (1) 救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する今まで以上の財政支援を講じられたい。更に、自治体が運営する基幹病院に対して、県独自の財政支援を願いたい。
- (2) 災害医療支援チームに対する財政支援を講じられたい。
- (3) 医師・看護師不足に対する即効性のある措置を講じられたい。

15. 水道施設の再構築事業及び安全強化のための施設整備に対する財政支援制度創設について

安全・安心な暮らしの確保に重要な位置を占めている水道施設について、老朽施設の更新、市町村合併による施設の統廃合など施設再構築事業に対する新たな財政支援を国に対して積極的に働きかけられたい。また、水道施設に対するテロ対策及び大規模地震（琵琶湖西岸断層地帯地震などを含む）に備え、防災対策推進地域への指定化を行い、災害が発生する前に水道施設の耐震性強化工事など安全強化のための施設整備に対する財政支援制度の創設を願いたい。

16. ノンステップバスの導入促進について

バス事業者に対し、人にやさしいバスであるノンステップバスの導入促進を図るよう積極的に働きかけられたい。

17. 女性特有のがん検診推進事業の実施延長について

女性特有のがん検診推進事業について、今年度のみの実施では対象者が限られ、サービスを受けられる者と受けられない者があり、施策に不公平が生じることから、最低5年間はこの事業を継続するよう、事業の実施延長について国に対して強く働きかけられたい。

18. 妊婦健康診査公費負担拡充に関する財政措置について

妊婦健康診査は母体や胎児の健康確保を図るうえで重要であり、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な受診を促すため国が創設された妊婦健康診査臨時特例交付金について、次の事項について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 平成23年3月までの時限措置となっている制度を延伸されるよう、国に対して働きかけられたい。
- (2) 検査項目やその費用について、同じ条件で対応できるように県内医療機関において統一されるよう国へ働きかけられたい。

19. 出産育児一時金引き上げ措置の恒久化について

出産育児一時金については、平成21年1月から創設された産科医療保障制度に併せて、同制度加入分娩機関の出産に限り3万円が加算され、更に国の緊急少子化対策として本年10月から平成23年3月までの時限措置として4万円が引き上げられる。

少子化対策は、国の将来にかかわる大きな課題であるとともに、国民が安心して子どもを産み育てる環境を整えることが重要であることから、時限措置として対応するのではなく、恒久的な措置とするよう国に働きかけを願いたい。

20. 新型インフルエンザ対策に伴い臨時休業等を要請する介護事業所への助成について

新型インフルエンザの感染拡大防止策として実施される介護事業所の臨時休業等の減収に対する支援制度の創設を願うとともに、既に発生した損失についても別途支援を検討願いたい。

商工観光労働部

1. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施 について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられたい。

- (1) 外国人へのサービス提供主体は市町であり、かつ外国人施策は生活環境、教育、医療福祉など多岐にわたることから、包括的な支援としての交付金制度の創設
- (2) 外国人学校について、学校教育法に定める教育機関としての位置付けなど、法的地位を明確化した外国人児童生徒の教育環境の充実
- (3) 外国人の実態に合わせた医療保険制度や年金制度の運用の改善
- (4) 近年増加している外国人DV被害者相談窓口の充実に向けた国・県域での相談体制の整備
- (5) 外国人児童生徒初期指導教室の運営にかかる財政支援及び各在籍校日本語教室を含めたポルトガル語又はスペイン語のできる指導員の派遣

2. 滞在型広域観光の推進について

国際観光立県に向けて、グローバルな発想、企画など効果的な取り組みが実施できるよう、滞在型、広域観光推進のための各制度の見直し及び支援を願いたい。

3. 在住外国人の安全・安心な生活を支える相談・通訳員設置への財政支援について

在住外国人が増加の一途をたどり、日常生活や子育てなど身近な暮らしの支えとなる相談員、通訳員の業務が増大・多様化している。また、在住外国人が多い地域ではコミュニケーション上のトラブルも多く、相談体制の拡充に向け、積極的な取り組みが必要となっている。

については、市町が配置する相談員、通訳員の人件費への財政支援措置を講じられたい。

4. 中小企業等に対する総合的な振興対策の推進について

現下の厳しい経営環境の中、中小企業の再構築、再活性化を図るため、中小企業の振興対策の充実と雇用対策等総合的な諸施策を積極的に推進されるとともに、滋賀県商店街基盤施設等整備事業費補助金の拡充について、特段の配慮を願いたい。

5. 琵琶湖を育む緑の山地活用事業について

滋賀県の隣接府県境は、標高400～1,300m級の稜線が琵琶湖を見下ろす形で連なっており、近年の登山ブームとあいまって京阪神・中京地域を中心に年々入山者数が増加している。また、これらの山嶺は、近畿1,400万人の水瓶である琵琶湖の水源地域にもなっている。

については、これら水源地域の自然環境の保全及び適正な管理運営を図ることが急務となっており、県民はもとより琵琶湖・淀川流域住民の関心を喚起し、保全施策・活動への理解を醸成するため、次の事業について積極的な整備促進を図られたい。

- (1) 比良、伊吹、鈴鹿、野坂の各山系をつなぐ、総延長400kmを超える眺望トレッキングコースとして「琵琶湖分水嶺トレイル」の整備促進を図られたい。
- (2) 平成13年度に策定された「伊吹山利用集中特定山岳地域登山道(日本百名山)整備基本計画」に基づく事業について、県において実施予定をされている事業を早急に継続実施していただきたい。

農政水産部

1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業 について

平成19年度から始まった農地・水・環境保全向上対策は、国の経営所得安定対策等大綱に沿った重要な施策である。

施策の狙いである「幅広い地域住民の協働のもとに、農村環境を守っていく」という活動の推進のためには、可能なかぎり多くの集落での取り組みが不可欠である。

については、引き続き諸般の事情により本対策に取り組むことができなかった集落に対する平成22年度以降の採択について配慮願いたい。

また、共同活動の変更手続きや活動組織への情報提供等、市町の事務量が増加しているため、できる限り事務の簡素化や県で事務分担を願いたい。営農活動の面積増加による市町への財政負担が増加しており、市町が1/4とされる財政負担の軽減についても配慮願いたい。

併せて、県単独事業の環境こだわり支援が終了されたが、国の支援の対象にならない農家が多くあるため、県単独事業施策である環境こだわり支援の事業延長に格別の配慮を願いたい。

2. 地域事情を踏まえた米政策にかかる水田農業

ビジョンの確立について

平成24年を目標に「米づくりの本来あるべき姿」を確立していくために水田農業ビジョンが立ち上げられた。滋賀県は湖辺の水田農業形態と山間地域の水田農業形態に二分されており、国が示す全国一律的な農業支援策では、農業者の担い手継承は困難である。ついでには、地域ブロック（山間地域、平野部地域）ごとにガイドラインを区別していただくよう国への働きかけを願いたい。

また、生産目標数量の配分方法に、生物の多様性を尺度とする基準の創設による環境に配慮した農業の取り組みや食味ポイントを加味していただき、より消費者ニーズに沿った米づくりの推進ができるよう配慮願いたい。

3. 農林業集落排水処理水施設の統廃合と余剰汚泥

の処分に向けた支援について

「農林業集落排水処理施設」の維持管理コストの軽減は、今日的課題となっており、更に年々施設の老朽化が進む中で、各施設の統廃合及び公共下水道への接続について、県当局の総合的な指導と特段の支援対策を願いたい。

また、余剰汚泥の処分対策について、減量化対策と併せて指導・支援をいただくとともに、抜本的な見直しを行い、これらの実現のための新規助成制度の創設を願いたい。

4. 県施行土地改良事業にかかる市町負担金の情報開示について

土地改良事業にかかる負担金については、負担金経費の内訳とその積算根拠について情報開示の徹底を願いたい。

5. 県単独小規模土地改良事業の採択について

国庫補助事業の採択要件に満たない小規模の農道、用水路、排水路などの農業用施設の新設や改修に対する県の補助金である県単独小規模土地改良事業の採択要件の緩和を願いたい。

6. 老朽化した農業水利施設の更新整備について

近江米の産地である本県水田農業の振興のため、老朽化した農業水利施設の更新整備（石綿管対策を含む）は避けて通れない課題であり、施設の機能診断結果に基づき計画的に更新するためには、中長期の広域にわたる実施計画が必要である。

「滋賀県型農業水利施設アセットマネジメント」の推進に際しては、具体化に向けた県の支援・指導を願いたい。

また、県において積極的に取り組んでいただいている諸事業についても、引き続き事業費の確保・採択要件の緩和などの措置について特段の配慮を願うとともに、事業実施のためのコーディネートなど、支援を願いたい。

7. 滋賀県農業技術職員の市町への派遣事業の 継続について

目まぐるしく変化する農業行政をいち早く察知し、適正且つ的確な事業実施に取り組むためには、県及び市町がそれぞれの役割を明らかにし、一体となってこれら農政改革に取り組むことが重要である。

については、市町が行う農政改革推進のための活動に対する助言・支援等のため、県農業技術職員の市町への派遣事業について継続実施願いたい。

8. 日米自由貿易協定（F T A）の締結阻止に ついて

日米自由貿易協定（F T A）については、アメリカの対日輸出全体の30%を農林水産物が占めていることから、この協定が締結されるような事態になれば、日本農業並びに農業者に対し、多大な影響をもたらすこととなる。

よって、日米自由貿易協定（F T A）の締結阻止について、国に対して働きかけられたい。

土木交通部

1. 滋賀県総合交通ネットワーク構想の推進について

都市基盤の根幹となる総合交通体系早期整備のため、次の事項について県の積極的な対応と、国・関係機関への働きかけを願いたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 特定事業者としての道路及び交通安全施設の整備促進と交通バリアフリー化にかかる公共交通特定事業の推進に対する支援
- (3) 湖上交通の整備促進
- (4) JR及び地方鉄道の整備促進
 - ア) JR琵琶湖線の複々線化及び草津線の複線化
 - イ) 輸送力の強化及び列車ダイヤの増強改善
 - ウ) 駅舎の新改築、改修及びエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備に対する支援
 - エ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
 - オ) びわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設構想の推進
- (5) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

2. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネットワーク

ワークの整備促進について

受益者負担による合理的な制度で、これまでの道路整備を支えてきた道路特定財源が平成21年度から一般財源化されたが、道路整備中期計画に基づき真に必要な道路整備にかかる予算確保のため、次の事項について特段の配慮をお願いしたい。

- (1) 地域活力基盤創造交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保並びに運用の透明化を図られたい。
- (2) 今後における広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (3) 当該、重要幹線が地域高規格道路に昇格指定されるとともに既指定路線の早期整備を図られたい。
- (4) 国道バイパス道路の早期整備を推進されたい。
- (5) 山間部狭隘国道のトンネル化を含む早期改良整備を推進されたい。
- (6) 県域及び隣接府県域を通る高速道路への接続道路並びに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (8) 歩道未設置箇所への歩道整備の推進をされたい。

3. 途中トンネルの無料化について

湖西道路無料化以降、顕著になっている国道161号国道バイパスへの交通集中を緩和するとともに、県湖西地域全体の円滑な交通体系の確保のため、途中トンネルの早期無料化について特段の配慮をお願いしたい。

4. 新名神高速道路の早期整備について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山JCT～草津田上IC間、49.7kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果を発揮している一方で、新名神の接続区域において、名神高速道路や東名阪自動車道では交通量の増加により慢性的な渋滞が発生している。また、京都高速道路が供用され、第二京阪道路の工事が急ピッチで進められるなど、周辺の幹線道路のネットワークの整備も進んでいる。

このため、当面着工しない区間とされている大津～城陽、八幡～高槻間の必要性は益々明確となり、併せて、四日市～亀山間などの整備中の区間については、計画を前倒しにしてでも早期に完成させる必要がある。

については、政府及び高速道路株式会社に対して、次の事項について強く働きかけられたい。

- (1) 大津～城陽、八幡～高槻間について早期に着工の判断を行い、着工を図られたい。
- (2) 四日市～亀山、城陽～八幡及び高槻～神戸間の早期整備を図られたい。

5. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、より積極的な取り組みと事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨により甚大な被害が発生していることから、早期に治水対策を確立されたい。
- (2) 昨年度において河川整備計画を公表されたところであるが、地域の実情に合わせて緊急に改修を必要とする一級河川の早期整備を図られるとともに、浚渫等適正な維持管理を願いたい。
- (3) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (4) 総合的治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取り組みを願いたい。
- (5) 自然と調和した親しみのある川として環境面での整備や治水面からの整備も含め、事業の一層の促進と大幅な予算の確保を願いたい。

6. 国における住宅の災害共済制度の創設について

自然災害による被災者の住宅再建については、国において居住安定支援制度が創設されたものの、全てを失くした被災者が住宅を再建するには十分なものとは言えない。ついては、リスクを共有し、小さな負担で大きな安心が得られるよう、国による災害共済制度創設に向けて国への働きかけを願いたい。

7. 土砂災害防止対策の推進について

土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、砂防関係予算の所要額の確保を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市長が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。

また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られたい。

8. ダム建設による治水対策について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国及び滋賀県、更には地域や有識者の意見も含め、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、流域治水の早期解決の手段として位置づけられてきたところである。

しかしながら、現時点においては、計画されていたいずれのダム建設も、凍結・中止・検討といった状態となっている。流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県におかれては、住民が安全・安心な生活を送れるよう、最も効果的な治水対策であるダム建設事業を早期に具体化し、建設促進を図っていただくよう強く要望する。

9. 改良住宅譲渡基準の緩和について

改良住宅の譲渡条件が一部緩和されてはいるものの、依然として国が定める譲渡基準が高い状態であり、今後、譲渡を推進するため譲渡条件を緩和していただき、事務処理の簡素化・効率化を図れるよう、特に次の事項について国に要望願い、県においても積極的な指導と援助を願いたい。

- (1) 国の定める改良住宅の譲渡にかかる譲渡価格を緩和し、耐用年数、残存価格の処分条件を撤廃されたい。
- (2) ブロック単位でかつ1棟単位である譲渡条件を1戸単位で譲渡可能とされたい。
- (3) 改良住宅の譲渡にかかる権限を国から地方へ移譲されたい。

10. まちづくり交付金制度事業に対する滋賀県道路改良整備事業費補助金の財源確保について

都市再生特別措置法第46条第1項の都市再生整備計画に基づく事業のうち、県道にかかる拡幅改良等の事業費にあっては、滋賀県道路改良整備事業費補助金に該当する事業費とし、市町への潤沢な特定財源として確保されたい。

11. 都市計画区域の見直しについて

都市間競争の時代を迎え、各市が創意工夫を凝らし、地域の歴史や文化等、特性を生かした個性的で魅力ある「まちづくり」に取り組む必要性が生じていることや、地方分権が進展する中において住民のニーズに迅速かつ適切に応えるなど、時代の変化に即応できるよう、一市一都市計画区域となるよう見直しを願いたい。

12. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

- (1) 地域の公共交通利用空白地帯の解消並びに、高齢者・障がい者や通勤・通学者などへの対応やマイカーに依存した生活環境から公共交通への移行を目指して取り組んでいるコミュニティバス実証実験について、国の実証実験に対する支援は3ヶ年が限度となっていることから、県支援事業の整理、見直しを行い、新たな交通システムの再構築が確立されるまでの支援を願いたい。
- (2) コミュニティバス運行事業については、毎年の利用改善やコスト削減の努力にも増して、近年の原油価格高騰による輸送コストへの影響が大きく響き、毎年経常欠損額が増大しているところである。そのため、これらの要因によらず地域公共交通の継続的な維持を図るため、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助制度における補助対象欠損額について、原油価格高騰分を加味した補助欠損額の再設定を行われるよう、特段の配慮を願いたい。

13. 県施行土木建設事業にかかる市町負担金の見直しについて

全国知事会が見直しを強く求めている国の直轄事業負担金と同様、県施行の土木建設事業負担金にかかる市町負担金の見直しについて、特段の配慮を願いたい。

- (1) 負担金の経費内訳とその積算根拠についての情報開示の徹底
- (2) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設
- (3) 負担率の軽減

教育委員会

1. 公立学校施設の整備充実について

公立学校施設の整備促進のため、国に対し、特に次の事項について、強く働きかけられたい。

- (1) 「地震防災対策特別措置法」にかかる緊急支援措置について、耐震整備を行うすべての施設が対象となるよう現在 I_s 値 0.3 未満とされている基準の緩和と、特例措置の期間延長について国に働きかけを願いたい。

また、改築する場合において、耐力度調査の結果が 4, 500 点以下の学校施設について、国庫補助率の嵩上げ対象となるよう基準の緩和について、積極的に国へ働きかけを願いたい。

- (2) 幼稚園の施設整備に対し、地方債にかかる交付税が算入される等、義務教育施設と同様の財源措置がされるよう国に働きかけを願いたい。
- (3) 宅地開発等に伴い、児童数が急激に増加した過大規模校を増改築する場合について、通学区域の変更や分離新設を行うことが困難であるなどやむを得ない事情が認められる場合においては「安全安心な学校づくり交付金」の対象とされたい。

2. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) 生徒指導加配教員の配置基準を見直し、すべての小中学校への生徒指導加配教員配置を制度化されたい。
- (2) 外国籍児童生徒の対応教員の配置基準見直しによる増員及びポルトガル語等の話せる教員の配置を願いたい。
- (3) 小学校における英語教育の充実を図るため、英語専科の加配教員を各小学校に配置できるよう配慮願いたい。
- (4) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置及び施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、通級指導教室を設置し、通級指導員を配置願いたい。
- (5) 現在、非常勤嘱託職員で対応している適応指導教室の指導員について、不登校児童生徒へのよりきめ細かな指導と緊密な学校との連携を図るため、現職教員の配置を願いたい。
- (6) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。

3. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、35人学級編成を小学校4年生・5年生・6年生、中学校2年生・3年生に拡大し、それに伴う教員配置数の改善を図られたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国の定める必要面積には算入されないため、全額県費負担により施設整備を願いたい。

4. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化財資源を地域振興や観光振興につなげていけるよう、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存並びに活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

- (1) 伝統的建造物群の保存（県費補助の復活）
- (2) 県指定有形文化財等の修理

企 業 庁

1. 県用水供給事業について

平成23年度に予定されている滋賀県用水供給事業の計画的統合はもとより、統合時には各事業間の料金単価の統一を行うこととされているが、受水各市町においては受水費が経営上大きな負担となり、安定経営をするためにも更なる単価引下げ及び責任水量制度の見直しについて格別の配慮を願いたい。

また、受水配管方法のループ化を早急に確立されたい。

警 察 本 部

1. 市民生活の安心安全の確保について

市民生活の安全確保のため、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を各地域に早期設置願うとともに、警察官の増員を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取り組みについて

交通安全施設（主に公安委員会）の拡充と未設置箇所の早期設置の実現を図られるとともに、交通安全思想の普及・啓発に努められたい。

